

単価契約仕様書

消防局総務部施設課
(担当今井・乾 212-6640)

件名	(単価契約) 感染性廃棄物中間処理処分 (消防局)
形状・寸法	血液・体液・汚染物 (血液、体液等の付着したガーゼ等) 及び使用済み注射針
予定数量	56,000リットル
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契約条件	別添仕様書のとおり。

(単価契約) 感染性廃棄物中間処理処分(消防局)仕様書

京都市消防局

1 業務内容

許可を受けた業者が、感染性廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に処理すること。

2 予定数量

56,000リットル

ただし、予定数量であるため増減する場合がある。大幅な増減があっても本市は何ら補償しない。

3 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 契約条件等

- (1) 収集・運搬業者は、別途指定する業者とする。
- (2) 収集・運搬業者から受領した廃棄物は、焼却により確実に滅菌処理すること。
- (3) 搬入時の荷姿は、段ボール箱(容量20L程度)とし、性状は固体及び液体とする。
- (4) 搬入回数は、2週間に1回とする。
- (5) 他の廃棄物と混合しないこと。(通常保管時に、腐敗及び性状の変化はしない。)
- (6) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム(以下、「JWNET」という。)を利用して実施することを推奨します。また、発注者、受注者のいずれかが電気回線の故障、天災その他やむを得ない理由(JWNET未加入を含む)によってJWNETを利用できない場合には、電子マニフェストに代えて産業廃棄物管理票を使用するものとする。
- (7) 処理代金は、毎月の処理量に契約単価を乗じて算出し、京都市の指定する方法により請求すること。
- (8) 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物^{処分}受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。

ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物^{処分}受注者記入欄」の最終処分地の項目(所在地・処理方法・処理能力等)を必ず記載すること。
- (9) 委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を速やかに書面をもって通知する。
- (10) 受注者は、委託された産業廃棄物の処理処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、消防局総務部施設課に提出すること。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。
- (11) 契約を解除しようとする際に、本契約に基づき引き渡しを受けた産業廃棄物で未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該産業廃棄物の処理について、適切な措置を講じるものとする。

産業廃棄物

処 分

受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり